練馬区の相続支援ドットコム「種類株式発行サービス」を開始

練馬区の相続支援ドットコム「種類株式発行サービス」を開始
～相続対策を種類株式で解決～

新井行政書士事務所（所在地：東京都練馬区 代表：所長
新井健太）が運営する練馬区内での相続手続き支援を目的とした「練馬区の相続支援ドットコム」（URL: http://www.n-souzoku.com/
）は、種類株式発行サービスを開始いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．「種類株式発行サービス」開始の背景
２００６年５月の会社法施行により、９種類の種類株式を発行することができるようになりました。普通株式と種類株式には、株主の権利の差をつけることができるようになり、相続対策における活用が期待で きます。
今回、新井行政書士事務所では、税理士、司法書士、弁護士との強いネットワークを通じて、蓄積されたノウハウをもとに経営や、株式に関わる相続問題を解決する、種類株式発行サービスを開始いたしました。

２．「種類株式発行サービス」のサービス概要
特
徴：株式会社が２種類以上の株式を発行することができます。その株式に権利の差をつけることができるようになり、相続対策における活用が可能です。
機
能：種類株式発行には定款変更や、株主総会での決議が必要となりますが、関わる総合的な相続対策の支援を致します。
申込方法：「練馬区の相続支援ドットコム」（URL: http://www.n-souzoku.com/
）よりお申し込みください。

以上

■本リリースに関するお問い合わせ
新井行政書士事務所
Tel：０３-５９３５-４５７７ Email： info@n-souzoku.com

Generated by ぷれりりプレスリリース
https://www.prerele.com